

アート&テクノロジー・ヴィレッジ（仮称） 施設活用団体募集要項

アート&テクノロジー・ヴィレッジ（仮称）（以下「ATV」という。）の管理運営について、以下のとおり施設活用団体を募集します。

1 募集する施設の概要等

（1）名称

アート&テクノロジー・ヴィレッジ（仮称）

（2）所在地

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字斗加坪 20 番 1 [位置図 資料 1](#)

（3）施設の設置目的

ATV は、京都府の文化・芸術の力を生かし、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業を創造し、起業を促すとともに、次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成を行う、オープンイノベーション施設です。

<沿革>

令和元年度 マクセル(株)から土地活用の相談を受け、企業や大学等による研究会を開催
(～令和2年度)

令和2年度 コンセプト等に関心のある企業や大学等が参画する勉強会を開催
(～令和3年度)

令和3年度 企業や大学等を対象にヒアリング等を実施 (～令和4年度)
ATVの施設整備に向けた計画調査業務を実施

大山崎町において、プレイベントとしてパネルディスカッションを実施

令和4年度 実施設計を実施し、建築・基盤整備工事を実施中 (令和5年3月完成予定)
プロジェクトの組成やネットワークづくり、東京でのプレイベント等を実施

令和5年度 10月開設 (予定)

（4）施設の規模 [敷地図・平面図・立面図 資料 2](#)

ア 敷地面積 23,310.00 m²

イ 建築面積 677.27 m²

ウ 構造 交流棟：鉄骨造、屋内制作スペース棟：鉄骨造、
屋外トイレ棟：鉄骨コンクリート造

エ 延床面積 677.27 m²

(交流棟:597.03 m²、屋内制作スペース棟:60.00 m²、屋外トイレ棟:20.24 m²)

オ その他 個別サイト：3,212.00 m²、実証スペース：2,840.00 m²、

交流棟前イベント広場：970.00 m² 駐車場、通路等：15,610.73 m²

(5) 施設概要

本募集要項でいう「施設」は、以下の共用施設と個別サイト、実証スペース、交流棟前イベント広場、駐車場等を指すこととします。

	施設名		用途	面積(m ²)	備考
屋内	共用施設	交流棟	ミーティング ルーム	18.94	ミーティングルーム (1)
				20.16	ミーティングルーム (2)
				16.93	ミーティングルーム (3)
				20.80	ミーティングルーム (4)
				27.55	ミーティングルーム (5)
				20.80	ミーティングルーム (6)
				24.25	ミーティングルーム (7)
				14.67	ミーティングルーム (8)
				14.67	ミーティングルーム (9)
				10.40	廊下 (A)
			コワーキング ブース	4.30	コワーキングブース (1)
				2.42	コワーキングブース (2)
				2.42	コワーキングブース (3)
				2.42	コワーキングブース (4)
				2.42	コワーキングブース (5)
			エントランス ホール	134.16	オープンイベントスペース
			ステージ	9.22	
			スタジオ	32.27	
			ミニカフェ	18.44	
		事務室等	17.10	倉庫・スタッフルーム、 更衣室、コピー室等	
その他	182.69	トイレ、授乳室、倉庫等			
屋内制作 スペース棟	制作スペース	30.00	制作スペース (1)		
		30.00	制作スペース (2)		
屋外トイレ棟		20.24			
合 計				677.27	
屋外	個別サイト			3,212.00	総面積
	実証スペース			2,840.00	芝生張り
	交流棟前イベント広場			970.00	アスファルト舗装
	駐車場、通路等			15,610.73	
	合 計			22,632.73	
屋内+屋外				23,310.00	

2 基本的な管理運営方針

ATV は、「京都の文化力を生かしたアートとテクノロジーの融合によるイノベーションの創出」、「『人間の感性や感動』に基づく、人間性あふれる産業の創造及び起業の促進」、「多種多様な人材との交流による、企業等の枠を超えた視点を持つ人材の育成」を目指して整備を進めています。

共用施設、個別サイト、実証スペース等において、「産」「学」「官」「住」が連携・交流する取組、具体的には、国内外の異業種・異分野の企業や大学、地域住民等が協働し、感性に働きかける製品づくりや技術開発、それらを基にした起業、企業等の枠を超えてアート思考でイノベーションに取り組む人材育成を行うため、次の管理運営方針により施設の管理運営を行ってください。

- ア 産学官住が連携・交流するオープンイノベーション施設としての機能を最大限発揮するため、必要な業務を適切に実施してください。
- イ 施設利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、効果的・効率的な管理運営により、適正な収入確保と経費の削減に努めてください。
- ウ 施設利用者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。
- エ 地域住民との相互理解、連携、協力、協働に努めてください。

3 管理運営の基本的事項

(1) 開館時間・休館日（例）

- ア 開館時間 平日 午前9時00分から午後9時00分まで
- イ 休館日 平日1日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※施設活用団体は、知事の承認を得て、開館時間・休館日を設定することができますので、利用率やサービスの向上のため、新たな視点から柔軟に、休館日・開館時間の設定を検討してください。

(2) 施設活用団体が行う業務の範囲

施設活用団体が行う業務の範囲は、以下のとおりとし、その詳細は別添「アート&テクノロジー・ヴィレッジ（仮称）施設活用業務仕様書」に定めるとおりとします。

ア 施設の設置目的を達成するために必要な業務

(ア) 産学官住連携支援業務

国内外の異業種・異分野の企業や大学、地域住民等が協働し、感性に働きかける製品づくりや技術開発につながる取組等を支援する業務です。

(イ) 企業等の人材育成に関する業務

企業等の枠を超え、アート思考でイノベーションに取り組む人材の育成につながる取組等を行う業務です。

(ウ) 地域住民との交流・連携に関する業務

ATV が地域に開かれた施設となり、地域住民が ATV を身近に感じるような取組や、企業や大学等と地域住民が連携・協力した取組を行う業務です。

イ 施設、設備等の管理運営に関する業務

施設利用に関する各種手続、施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

ウ 自主事業の実施に関する業務

年間を通して計画的に ATV の付加価値向上に資する事業が実施できるよう、施設活用団体が自主的に行う業務です。応募者は、積極的に自主事業を提案してください。なお、自主事業の実施に要する経費は施設活用団体が負担し、自主事業による収入は施設活用団体が収受するものとします。

エ その他の業務

その他各種計画書、報告書の作成・報告等に関する業務です。

(3) 業務の委託

施設活用団体は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。なお、部分的な業務（警備、清掃、専門業務等）については、知事の承認を得て専門業者に委託することは可能です。委託を予定している場合は、委託予定調書（様式 9）を提出してください。

(4) 管理運営収入

施設活用団体は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入により、管理運営を行うこととなります。なお、施設活用団体は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に確認してください。

ア 利用料金の収受

施設利用者が支払う利用料金については施設活用団体自らの収入となります。

また、利用料金の額は、予め府の承認を得て施設活用団体が定めるものとします。今回の応募に際し、応募者は、産学官住連携の推進や利用率及びサービスの向上に配慮しつつ、個別サイト等への入居者等が施設を利用する場合の割引等、新たな視点から利用料金について柔軟な提案を行ってください。

(参考) けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) 会議室等一時使用料 **別紙 1**

(5) 責任分担

施設等の保守管理・維持管理・小修繕（1 件 1,000 千円以内）は施設活用団体の負担とします。

事故・火災等による施設等の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は施設活用団体が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに府に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への参加等の対応を求める可能性があります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府の責任とします。

【予想されるリスクと責任分担】

種類	項 目	負担区分		備 考
		施設活用団体	府	
リスク管理	法令の変更	協議事項		事業運営に影響のある法令の変更
	法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
	その他新税、税率の変更等	協議事項		管理運営に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		施設活用期間中の金利の変動
	資金調達	○		施設活用期間中に必要な資金の確保
	物価リスク	○		施設活用期間中のインフレ・デフレ
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少
	賠償責任	○	○	施設の管理運営において、第三者や施設に損害を与えた場合の賠償責任
	火災保険の加入	○		補償の範囲は、火災被害のみに限らず、施設の立地状況による災害等の幅広いリスクに対応できるものとする。
	施設利用者等に係る賠償責任保険加入	○		施設の管理運営に起因した損害について、施設利用者等への十分な補償を担保するため、施設活用団体に賠償責任保険への加入を求める。
管理運営の施設等	不可抗力（天災・事故・感染症等）による休館等による収支影響、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議
	施設等の保守管理（安全管理・点検等）	○		施設管理の基本的な業務であり、施設活用団体が行う。
	施設等の維持管理（清掃等）	○		施設管理の基本的な業務であり、施設活用団体が行う。
	施設等の利用承認等	○		施設活用団体が行う。
施設・設備の修繕等	施設等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分（駆体、基礎軸組等）は、府が行う。
	施設等の小修繕	○		小修繕（1件1,000千円以内）は施設活用団体の責任において修繕を行う。ただし、1件1,000千円を超える修繕については、府と協議を行う。
	施設等の新設、増改築		○	設置者である府が行う。 ※個別サイトにおける施設等の新設、増改築については現在調整中であり、今後決定する。
	施設等の増改築・修繕等による休館等に伴う収支影響	協議事項		

備品の修繕等	備品の設置		○	令和5年6月以降に順次設置予定
	備品の修繕		○	備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、施設活用団体が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、施設活用団体は将来にわたって権利を主張しないこと。
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり府が購入（施設活用団体による任意購入は可）
その他	地域住民の対応、自治体との協調		○	地域住民からの苦情対応、自治体との協調

※府と施設活用団体との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印の付いた者が負うものとします。

※施設活用団体の故意・過失、管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず施設活用団体が原状回復を行うものとします。

(6) 施設活用団体への貸付期間

貸付期間は、令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間で予定しています。

※この期間は、京都府議会の議決により決定します。

※現在、建築・基盤整備工事を実施中であり、令和5年3月完成予定ですが、事情により完成が遅れた場合、貸付開始が遅れることとなります。

※個別サイトについては、令和5年4月以降に工事を予定しています。個別サイトの運営方法や条件については現在調整中であり、今後決定します。なお、個別サイト以外のエリアについては、貸付開始後、工事の妨げにならない範囲で使用可能です。具体的なエリアや時期については、**資料3**のとおりです。

(7) 関係法令等の遵守

施設活用団体は、地方自治法等の関係法令、府の施設の管理等に関する条例、同施行規則等を遵守し、ATVの設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

なお、施設の管理運営業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

(8) 個人情報の取扱い

施設活用団体は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に行ってください。

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募の時点で、京都府内に事業所（事務所等を含む。）を有する法人その他の団体であつて、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- イ 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、京都府から指定管理者等の指定の取消をされた日から 5 年を経過しない団体でないこと。
- エ 京都府税、法人税、消費税等の滞納はないこと。
- オ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている団体でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループでの応募

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、応募の時点で、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所（事務所等を含む。）を有する法人その他の団体であること、また、グループのすべての構成員が上記（1）のア～カの全ての要件を満たすことが必要です。

※グループ構成員表（様式 1－2）を提出してください。

※応募後の代表となる団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。

5 応募書類等

(1) 応募書類

ア 施設活用団体選定申請書（様式 1－1）

イ 事業計画書（1）

様式 2－1	応募理由・施設運営計画 (1) 管理運営を希望する理由について記載してください。 (2) 開館時間や休館日、利用料金の設定について具体的に提案してください。
様式 2－2	施設の開館時間・休館日、利用料金設定表

ウ 事業計画書（２）

様式 3-1	<p>管理運営体制</p> <p>施設利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、安全かつ安定して管理運営を行うことができる人員配置や業務体制、専門技術・ノウハウの活用、職員の指導育成体制、通常時及び緊急時の安全管理、関係法令の遵守について、具体的に提案してください。</p>
様式 3-2	管理運営体制表

エ 事業計画書（３）

様式 4-1	<p>施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>施設の設置目的を達成するために必要な以下の業務について、具体的に提案してください。</p> <p>（１）産学官住連携支援業務</p> <p>国内外の異業種・異分野の企業や大学、地域住民等が協働し、感性に働きかける製品づくりや技術開発につながる取組等を支援する業務</p> <p>（２）企業等の人材育成に関する業務</p> <p>企業等の枠を超え、アート思考でイノベーションに取り組む人材の育成につながる取組等を行う業務</p> <p>（３）地域住民との交流・連携に関する業務</p> <p>地域に開かれた施設となり、地域住民が ATV を身近に感じるような取組や、企業や大学等と地域住民が連携・協力した取組を行う業務</p>
様式 4-2	自主事業の実施に関する業務

オ 事業計画書（４）

様式 5-1	<p>効率的な管理運営の方策</p> <p>効果的・効率的な管理運営に向けての基本的な考え方や、管理運営収入等の確保、経費削減、施設へのアクセスの向上に向けた取組等について、具体的に提案してください。</p>
様式 5-2	収支計画書

カ 計画概要（様式 6）

キ 団体概要書（様式 7）

様式 7 に加え、下記の書類を添付してください。

（ア）京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
<p><法人></p> <p>法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）※応募日前 3 箇月以内に交付されたもの</p> <p><法人格のない団体></p> <p>代表者の住民票の写し※応募日前 3 箇月以内に交付されたもの</p>

(イ) 応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式 8）
- ・京都府税、法人税、消費税等の滞納がないことの証明書

(ウ) 団体の経営状況を示す書類

- ・決算書（直近 3 期分）又はこれに準じる書類
- ・令和 4 年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに準じる書類

(エ) 団体役員の名簿（任意様式）

- ・役職名、氏名（ふりがな）、生年月日及び居住地を記載した書類

ク 委託予定調書（様式 9）

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(3) 留意事項

- ア 応募 1 団体又は 1 グループにつき、応募は 1 件とします。
- イ グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と付属書類を提出してください。
- ウ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- エ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- オ 提出された書類は返却しません。
- カ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 12）を提出してください。
- キ 提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合があります。

6 応募の手続、選定方法等

応募手続（スケジュール）、選定方法等は、次のとおりです。

(1) 問合せ先及び応募書類の提出先

京都府政策企画部地域政策室（京都府庁 1 号館 5 F）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話：075-414-4513

FAX：075-414-4389

E-mail：chiikiseisaku@pref.kyoto.lg.jp

(2) 応募・選定スケジュール

ア 募集要項の配布

配布日時：令和 4 年 9 月 30 日（金）から 11 月 14 日（月）までの平日午前 9 時から午後 5 時まで

配布場所：政策企画部地域政策室

※なお、募集要項は京都府ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/atv.html>

イ 現地説明会

10月中旬に開催予定ですので、希望される場合は、令和4年10月14日（金）までに現地説明会の参加申込書（様式10）を持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、（1）の問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による申込は受け付けません。）

ウ 応募に関する質問

受付期間：令和4年10月7日（金）から11月4日（金）まで

送付方法：応募に関する質問書（様式11）に記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、（1）の問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

回答方法：質問者に個別に回答せず、随時、京都府ホームページに掲載することとします。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/atv.html>

エ 応募書類の受付

受付期間：令和4年9月30日（金）から11月14日（月）までの平日午前9時から午後5時まで

提出方法：（1）の提出先まで持参してください。（郵送、FAX、電子メールでの提出は認めません。）

オ 京都府指定管理者等選定審査会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和4年11月中旬～12月上旬

※ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時、場所、実施方法等の詳細は別途応募者に通知します。

カ 選定結果の通知 令和4年12月上旬（予定）

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、施設活用団体の候補者（以下「活用候補者」という。）を知事が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

（3）選定基準、審査内容及び配点

活用候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は**別紙2**のとおりです。

7 施設活用団体の候補者選定後の手続等

（1）活用候補者との協議 令和4年12月中旬（予定）

活用候補者と府は、以下に掲げる内容の協議を行い、協議が整った場合には、同意書を提出してください。

協議に際しては、必要に応じて活用候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、活用候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。活用候補者と協議が整わない場合は、選定審査会において次点となった応募者を活用候補者として協議を行います。

【協議の主な内容（予定）】

- 管理施設の範囲
- 管理運営業務の内容（細目は業務仕様書）
- 施設活用団体の責務
- 管理運営の期間
- 利用料金に関する事項
- 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- 責任分担に関する事項（リスク管理、保守管理、維持管理、修繕等）
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理運営業務の継続が困難となった場合の措置、貸付の取消、解除に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- その他

（2）貸付契約の締結 令和5年3月下旬（予定）

京都府議会の議決により、貸付期間全体の基本的事項を定めた「貸付契約」を締結します。

（3）業務の開始 令和5年4月1日

施設活用団体として、管理運営を始めていただきます。

※貸付期間（予定）：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

8 留意事項

- （1）本施設の活用計画については策定でき次第、公表します。
- （2）施設活用団体が施設活用団体としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会的信用を著しく損なう等施設活用団体としてふさわしくないと認められるときは、貸付契約を締結しない場合や貸付契約を解除することがあります。
- （3）応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- （4）選定結果として応募者名、審査結果の概要等を公開する可能性があること、また、提出された応募書類を情報公開の請求により開示する可能性があることをご了解の上で、応募してください。
- （5）貸付の手続に当たっては、地方自治法及び京都府財産条例が適用されます。